

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本業務は、県が直接行う乗鞍スカイラインの道路パトロールに加え、通常時及び異常気象時の安全確認及びゲート管理を迅速かつ的確に実施するために安全確認業務員を管理事務所に配置し、県の道路管理を補完するものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本業務は、平成15年5月13日付け「主要地方道乗鞍公園線の供用期間中における通行確保に係る維持管理に関する協定」（高山建設事務所長と丹生川村長）第4条三項に基づき道路パトロール（安全確認業務）及びゲート管理は高山市（旧丹生川村）が行い、費用は岐阜県が負担することとなっている。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>上記のとおり、本業務の要件を満たす相手方は高山市しか存在しないため随意契約を行う。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。